自動車保管場所届出書の記載例

注意事項

○消すことのできるボールペンは使用しないでください。
○この届出書を届出者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。
○届出内容に不明な点がある場合は、必要な書類を確認させていただく場合などがあります。
○軽自動車を取得した場合に必要な届出です。
○軽自動車の保管場所の届出は保管場所を確保した後速やかに行ってください。また軽自動車（届出義務の適用地域のみ）、登録自動車を問わず、車庫だけを変更した場合は、15日以内の届出が義務付けられています。

①自動車保管場所届出書・自動車の区分

軽自動車を新規に取得した場合は、「新規」・「軽」に○印を付けてください。

②車名

自動車検査証などに記載してある内容を書いてください。
【例】トヨタ・ニッサン・三菱など

③型式

届出時に必ず書いてください。

④車台番号

届出時に記載されていなくても受付けますが、記入されていない間は、保管場所標章及び通知書は交付できません。

⑤自動車の大きさ

センチメートル単位で正しく書いてください。
（ミリ単位は切り捨て）

⑥記入例

数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。

⑦使用の本拠の位置

【個人の場合】
　実際に居住する場所の所在地を書きます。通常、住民票の住所と同じです。
【法人の場合】
　実際に営業を行う事業所の所在地となります（本社・支社等の所在地）。通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠となりません。
※届出者の住所と使用の本拠が異なる場合、使用の本拠を疎明する書類を確認させていただく場合があります。
※マンション・アパート名、号室がある場合は書いてください。

⑧保管場所の位置

○駐車場の所在地を住所表示で書きます（住所表示がない場合は地番を書きます）。
○使用の本拠の位置から２km以内です。

⑨保管場所標章番号

次のいずれにも該当する場合は、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます（「配置図」を省略することはできません）。
○自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。
○使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない
○届出の時点で旧自動車を保有（軽自動車の場合は、届出前15日以内に保有）している。

⑩届出者欄

【個人の場合】
　住民票又は印鑑証明書の住所を書いてください。
【法人の場合】
　登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書いてください。

自動車保管場所届出書（新規・変更）　①　自動車の区分　登録・軽

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
② スズキ	③ SZK-ABC123	④ ABC-123456	長さ 339 センチメートル 幅 147 センチメートル 高 149 センチメートル ⑤

自動車の使用の本拠の位置	⑦ 名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号　丸の内マンション110号
自動車の保管場所の位置	⑧ 名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号　丸の内パーキング　No.1 （変更前　　）
※保管場所標章番号	⑨ 06012340

上記の事項について届出をします。

中　警察署長　殿　⑩

〒（465-1234）令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
住所　名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号　丸の内マンション110号
届出者　（052）123 局 5678 番
氏名（フリガナ）アイチ マモル　愛知 守

車台番号記入例 ⑥

アルファベット		
A	B	C
D	E	F
G	H	I
J	K	L
M	N	O
P	Q	R
S	T	U
V	W	X
Y	Z	
数字		
0	1	2
3	4	5
6	7	8
9		

備考　1　法第５条、第13条第３項及び附則第７項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条第１項（第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
2　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
3　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
5　4(1)に該当することにより所在図を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章番号を記載すること。
6　用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とする。　⑪　⑫　⑬

自己単独所有・その他・共有	自動車登録番号	名古屋550△1234	連絡先	名古屋　正義 090－×××－△△△

⑪所有形態

所有する保管場所の「所有者」に○印を付けます
○届出者所有➡自己単独所有に○印を付け「自認書」を添付します。
○他人所有　➡その他に○印を付け「保管場所使用承諾証明書」「保管場所契約書の写し」等を添付します。
○共有地　➡共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付してください。

⑫自動車登録番号

現在使用している車両の登録番号を使用する場合は、その番号を書いてください。

⑬連絡先

届出内容についてお尋ねできる連絡先（氏名・電話番号）を書いてください。